

岩手県知事 達増拓也 様

2020年8月6日
日本共産党岩手県委員会
委員長 菅原 則勝
県議団 斉藤 信
高田 一郎
千田美津子

検査体制を抜本的に強化し、医療体制と事業者支援の強化・拡充で 新型コロナ対策のさらなる強化を求める第四次申し入れ

知事と県職員の皆さんが、新型コロナウイルス感染症防止対策と県民のくらしと地域経済を守るために献身的に取り組まれていることに心から敬意を表します。

新型コロナウイルスの感染は、国際的には引き続き猛威を振るい、8月5日現在、感染者は1856万人を超え、死者も70万人を超えています。国内では7月以降に東京都をはじめ多くの府県で過去最多の感染者を記録するなど極めて憂慮すべき事態となっています。5日現在の感染者数は4万2749人、死者数は1355人となっています。感染の急速な拡大が、医療のひっ迫、さらに医療崩壊を引き起こし、救える命が失われることが懸念されます。

こうした中で7月29日、県内でも初めての感染確認者が2人発生し、翌日は濃厚接触者の1人、さらに31日に4人目の感染者が確認されました。5日には5人目の感染確認者が出ました。全国的な感染の急拡大のもとで県内でも感染確認者が出たと冷静に受け止めるべきです。決して感染確認者を責めることはあってはなりません。新たな決意で危機感を持って感染防止に県民上げて取り組むことが必要です。

感染急拡大の中で政府が、感染拡大抑止のための実効ある方策を打ち出さず、反対に感染拡大を加速させる危険を持つ「GOTOトラベル」の実施を強行していることは重大です。沖縄県、岐阜県、愛知県、三重県では独自に緊急事態宣言を発し外出抑制や休業要請を行っています。東京都や大阪府、愛知県、宮崎県等では飲食店等に休業・営業時間短縮を要請しています。全国的な大移動が予想されるお盆を前に政府として過去最多の感染者を出している都府県をはじめとして必要な外出・往來の規制・抑制を呼びかけるべきです。

少人数学級の実現は、政府の骨太方針にも明記され、文科大臣も検討を明言しました。全国知事会も提言しています。子どもたちの安全と一人一人にゆきとどいた教育を進める少人数学級を早急に実現すべきです。

新型コロナウイルス感染の「第二波」に向けて、国内外の取り組みを検証し、成果を上げている経験に学び、いまこそ、PCR等検査の抜本的強化を図るべきです。医療体制を強化・拡充し、医療機関の大幅な減収に対する損失補てんを行うことは急務です。大きな影響と打撃を受けている事業者、県民への支援を強化し、くらしと雇用、営業を守ることは緊急・重要な課題です。

これまで三次にわたる県の新型コロナ対策の取り組み（補正予算868億円）を検証し、国の第二次補正予算、地方創生臨時交付金の積極的な活用と国の10兆円の予備費の活用も視野に入れて、新型コロナ対策のさらなる強化・拡充を図るために、以下の課題について検討し、県として第四次補正予算を編成するように申し入れます。

記

1. 全国的な感染の急拡大を踏まえ、PCR 等検査体制を抜本的に強化するよう国に強く申し入れること。「GOTO トラベル」の中止・見直しを求めること。

- 1) 現在の感染拡大を抑止するために、PCR 等検査を文字通り大規模に実施し、陽性者を隔離・保護する取り組みを行うこと。
- 2) 感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民、事業所の在勤者の全体に対して、PCR 等検査を実施し、感染拡大を抑止すること。
- 3) 地域ごとの感染状態がどうなっているかの情報を、住民に開示すること。
- 4) 医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的な PCR 等検査を行うこと。必要に応じて、施設利用者全体を対象にした検査を行うこと。
- 5) 検査によって明らかになった陽性者を、隔離・保護・治療する体制を、緊急につくる上げること。
- 6) 感染病床の確保や受診抑制等による医療機関の減収に国が責任をもって損失補償を行うこと。
- 7) 感染が全国的に急拡大しているもとの「GOTO トラベル」は、「感染症の拡大が収束し、国民の不安が払しょくされたのち」に実施するとして閣議決定を踏まえ中止・見直しすること。県内・地方での宿泊需要喚起の取り組みを支援すること。
- 8) お盆を前にして、感染が急拡大している都道府県との往来については自粛を求めること。

2. 県として PCR 等検査体制の抜本的強化に取り組むこと。

- 1) 県内民間機関を含め 8 月末までに 864 件（1 日）まで拡充される PCR 等検査体制を、世田谷モデルを参考にさらに拡充すること。感染拡大の状況によっては、医療機関や高齢者・障がい者施設、保育園、学校で働く方には定期的な検査（社会的検査）の仕組みをつくること。
- 2) 県内 9 つの二次医療圏に、10 箇所設置された地域外来・検査センターの機能と体制の強化に取り組むこと。そのための必要な支援を強化すること。
- 3) 医師が必要と認める患者の PCR 検査を徹底するとともに、入院前・手術前患者の検査、医療・介護関係者の検査を積極的に行うこと。環境保健研究センターにおける行政検査の積極的活用を図ること。抗原検査、抗体検査に取り組むこと。
- 4) 県立病院の基幹病院における LAMP 検査(PCR 検査と同等)の実施と試薬の確保・配備に取り組むこと。
- 5) 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センターの医師、看護師等の配置への支援、危険手当を含めた待遇の改善を図ること。慰労金の早期支給を行うこと。

3. 安心して必要な医療が受けられる医療体制の抜本的な強化を

- 1) 重症者を含めた感染症病床(現在、重症 20 床を含め 150 床)をフェーズに応じて確保すること。軽症・無症状患者への宿泊施設の確保(85 室、感染拡大時は 300 室)を図ること。
- 2) 県内各地に重点医療機関を設置し医師・看護師等の医療従事者の配置に取り組むこと。新型コロナ対応の感染症病床を確保している病院に対して必要な人的支援・財政支援を行うこと。二次医療圏ごとに協力医療機関を設置すること。

- 3) 民間病院の発熱外来、開業医への感染防止対策への財政支援を行うこと。
- 4) 病院・開業医とも外来患者等が大幅に減少しており、地域医療体制確保のための減収補てんの支援を行うこと。特別の減収補てんを国に求めること。
- 5) 医療用マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、防護服等の医療資材を確保し、各医療機関に配備すること。秋・冬に向けた備蓄分の確保に努めること。
- 6) 院内感染の防止対策を徹底すること。医療従事者の健康を守る対策を強化すること。
- 7) 県立病院の新型コロナ対応病床については、看護体制として過酷な12時間2交代制を導入することなく、看護師の増員・配置で3交代制とすること。
- 8) 公立・公的病院の統廃合を進める国の再編統合計画は撤回し、新型コロナウイルス感染対策からも公立・公的病院の充実強化に取り組むこと。
- 9) 医療・介護・障がい者等関係者への慰労金の支給を速やかに行うこと。

4. 保健所体制の抜本的な強化を図ること

- 1) 保健師等の専門職員の採用・配置を思いきって進め、保健所の体制を抜本的に強化すること。すべての保健所に所長（医師）を配置すること。全庁的に職員配置を行うこと。
- 2) 高齢者・介護施設、障がい者施設での感染防止対策を徹底すること。マスク、消毒液等を優先的に配布すること。感染対策のマニュアルを作成し、徹底すること。
- 3) 国に対し、介護・高齢者施設、障がい者施設での感染症対策の経費・デイサービス等の縮小・中止などへの減収分を補てんするよう求めること。介護報酬の引き上げは利用者負担の増加となることから見直し、国の独自の支援策を講じるよう求めること。

5. 県民生活防衛と地域経済を守る対策の抜本的強化・拡充を

- 1) 国民1人10万円の定額給付金がすべての対象者に届くように、未申請者（約7000人）の実態を把握し、特別の対策を講じるよう支援すること。
- 2) 県と市町村で共同で取り組む「家賃補助」については、すみやかな申請と支給が行われるように市町村を支援すること。7月以降始まった国の「家賃軽減」（2/3補助、上限50万円、6ヶ月）の申請と支給がすみやかに行われるように事業者を支援すること。
- 3) 県内市町村で実施されている減収事業者を対象とした「事業継続給付金」等に対し、県として2分の1補助を行い、給付金の拡充を図ること。国の対象とならない事業者に「県版持続化給付金」を支給すること。
- 4) 市町村による「地元の宿応援割」については、効果を発揮しているものの、すでに終了している市町村も出ており、県として第二次「地元の宿応援割」に取り組むこと。県の補助（1泊2千円）については市町村民に限らず、利用する県民を対象とすること。
- 5) 事業者の二重ローン、三重ローン対策を強化すること。国の2次補正で盛り込まれた資本性劣後ローンの積極的運用とともに、東日本大震災で取り組まれた二重ローン対策の実施を求めること。
- 6) 各商工会議所・商工会の事業者支援を強化するための支援員の配置については少なくとも1年以上の雇用とすること。
- 7) 国保税の減免・傷病手当の支給の徹底、固定資産税の徴収猶予だけでなく減免を実施すること。消費税納税の猶予・減免を国に求めること。水道料金、電気料金の減免に取り組むこと。
- 8) 生活福祉資金（特例）・住宅確保給付金の活用を徹底すること。生活保護の柔軟な運用を

徹底すること。

- 9) 子牛価格、枝肉価格が下落している中で、「肉用牛子牛生産者補給金制度」については、補償基準(約 54 万円)を生産費(65 万円)に引き上げること。「牛マルキン制度」については農家負担を含めて 9 割補償するよう国に求めるとともに、県独自に支援すること。
- 10) 農林漁業の生産者についても「持続化給付金」「経営継続補助金」の活用を支援するとともに、県独自の支援を行うこと。外国人実習生の雇用と生活を守ること。
- 11) 主食用米の価格安定対策のため、国の責任で備蓄米を買い入れるよう国に強く求めること。

6. 「雇用調整助成金」の期限を延長し、「持続化給付金」、地方創生臨時交付金等の国の支援事業については、手続きを簡素化し、支援体制を拡充すること。すみやかな支給・交付を図るよう強力に国に要請すること。

- 1) 雇用調整助成金の申請事業者がまだ限られており、幅広く申請できるように支援すること。9 月末までとなっている期限を延長すること(7 月 31 日現在、相談件数 7410 件、相談事業所数 2123 件、支給申請事業所数 1677 事業所、支給申請件数 3477 件、支給決定事業所 1259 事業所、支給決定件数 3097 件)。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(休業手当を受け取ることができない労働者対象)の制度の徹底と申請への支援を強化すること。

- 2) 持続化給付金(7 月 27 日現在、全国 276 万件支給、約 3.6 兆円)については、対象となる事業者への申請の支援を強化すること。売り上げ 50%以上の減少基準を緩和し、1 回限りではなく実施するように国に求めること。
- 3) 国の家賃補助の申請への支援を強化すること。

7. 今こそ、感染防止と一人一人にゆきとどいた教育を進める少人数学級の実現、学生支援の強化、文化芸術団体への支援を

- 1) 学校における感染防止にとって身体的距離を確保する少人数学級を実現することは急務の課題です。少人数学級の実現を国に強く求めるとともに、県としても三密を回避する 20 人規模の学級とする取り組みを進めること。教員の 10 万人規模の大幅な増員を求めること。
- 2) 専門学校・留学生を含め学生への支援を強化すること。岩手県立大学における、アルバイト収入が減少した学生や困窮している学生に対する「学生支援緊急給付金」(最大 20 万円)の二次募集に取り組むこと。対象を狭めることなく広く支給すること。岩手県立大学独自の学生支援金の給付を広く行うこと。授業料免除制度の拡充を図ること。
- 3) 活動自粛を余儀なくされた文化芸術団体等の実態を把握し、国の支援策(個人事業主や小規模団体に最大 150 万円、中・大規模団体に最大 2500 万円、個人に 20 万円)を活用し、すみやかな支援・支給を行うこと。

8. 諸外国の取り組みを踏まえ、戦後最大の危機というべき経済状況の中で、消費税 5%への減税の実施を求めること。

9. 新型コロナ禍のもとで、災害等の避難場所の増設と安全確保の対策を強化すること。

以上